

事務連絡  
令和6年4月5日

各指定居宅介護事業所 管理者 様

福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴う  
通院等介助等のサービス対象の変更について（通知）

平素より、本市障がい福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
標題について、今般、厚生労働省及びこども家庭庁において、障がい福祉サービス等報酬にかかると関係告示等の改正が行われました。

このうち、居宅介護における通院等介助及び通院等乗降介助（以下「通院等介助等」という。）について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」（以下「留意事項通知」という。）が改正され、通院等介助等のサービス対象に変更がありましたのでお知らせします。

つきましては、内容についてご確認いただき、適切なサービスの提供をお願いいたします。

記

1 通院等介助等のサービス内容の変更の概要について

通院等介助等については、居宅を始点又は終点とし、病院等への移動等の介助を行うサービスであり、障がい福祉サービスにおける通所系サービス事業所等から病院等への移動は対象とはなりませんでしたが、改正後の留意事項通知（2（1）⑤）において、令和6年4月1日以降の通院等介助等では、目的地が複数あって、居宅が始点又は終点となる場合には、障がい福祉サービスにおける通所系サービス事業所等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができることとなりました。（次頁図参照。）

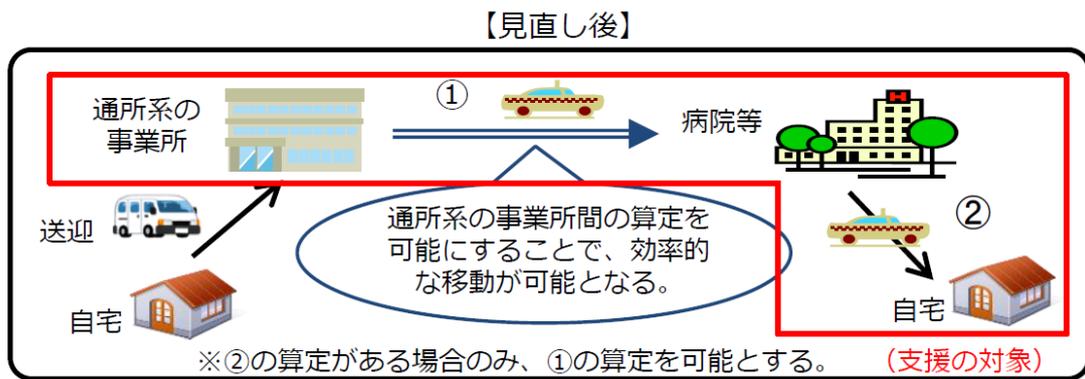
[現行]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

【見直し後】

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。



厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」より抜粋

## 2 サービス提供上の留意点について

各指定居宅介護事業所におきましては、次の点にご留意いただきご対応ください。

- ・通所系サービス事業所への往路に当たる場合も、居宅が始点となる場合は、報酬の対象となります。

例：居宅→病院→通所系サービス事業所

- ・居宅が始点又は終点とならない場合は、報酬の対象となりません。

例：通所系サービス事業所→病院→通所系サービス事業所

- ・本対応を行う場合は、通所系サービス事業所とも十分に調整いただくようお願いします。

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-8245 FAX：06-6202-6962